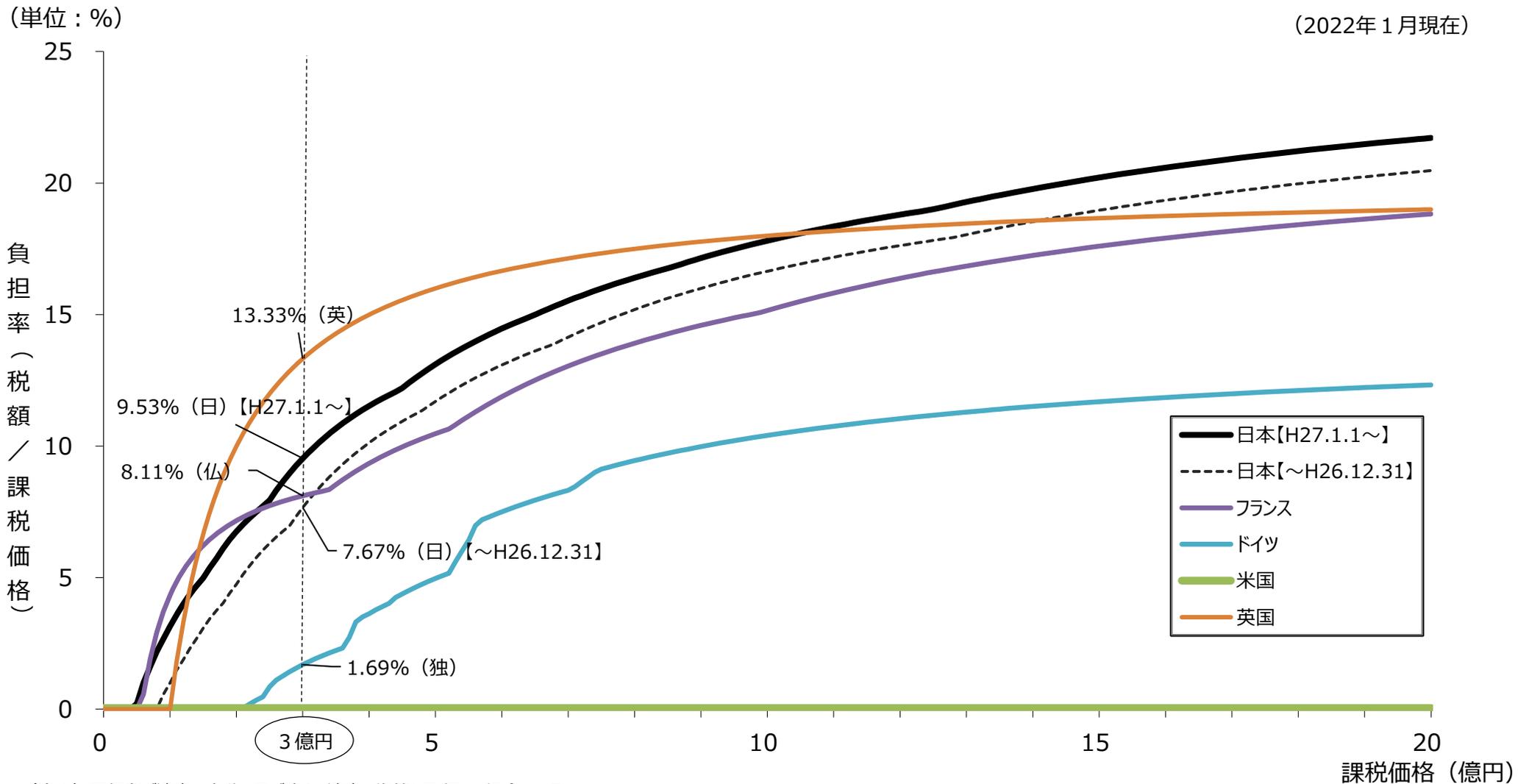


# 主要国における相続税負担率の国際比較（配偶者＋子2人）



(注1) 配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。

(注2) 英国では、相続財産に家やその持ち分が含まれ、それを直系子孫が相続する場合には基礎控除額が17.5万ポンド（2,695万円）加算される（相続財産総額が200万ポンド（3.08億円）を超える場合、遡減・消失）が、本資料ではこれは加味していない。

(注3) フランスでは、夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者の持分は相続の対象ではないため、負担率計算においては除外している。

(注4) ドイツでは、死亡配偶者の婚姻後における財産の増加分が生存配偶者のそれを上回る場合、生存配偶者はその差額の2分の1相当額が非課税になる（ここでは、配偶者相続分の2分の1としている）。

(注5) 米国は、課税価格が約27.4億円までは負担率が0%である。

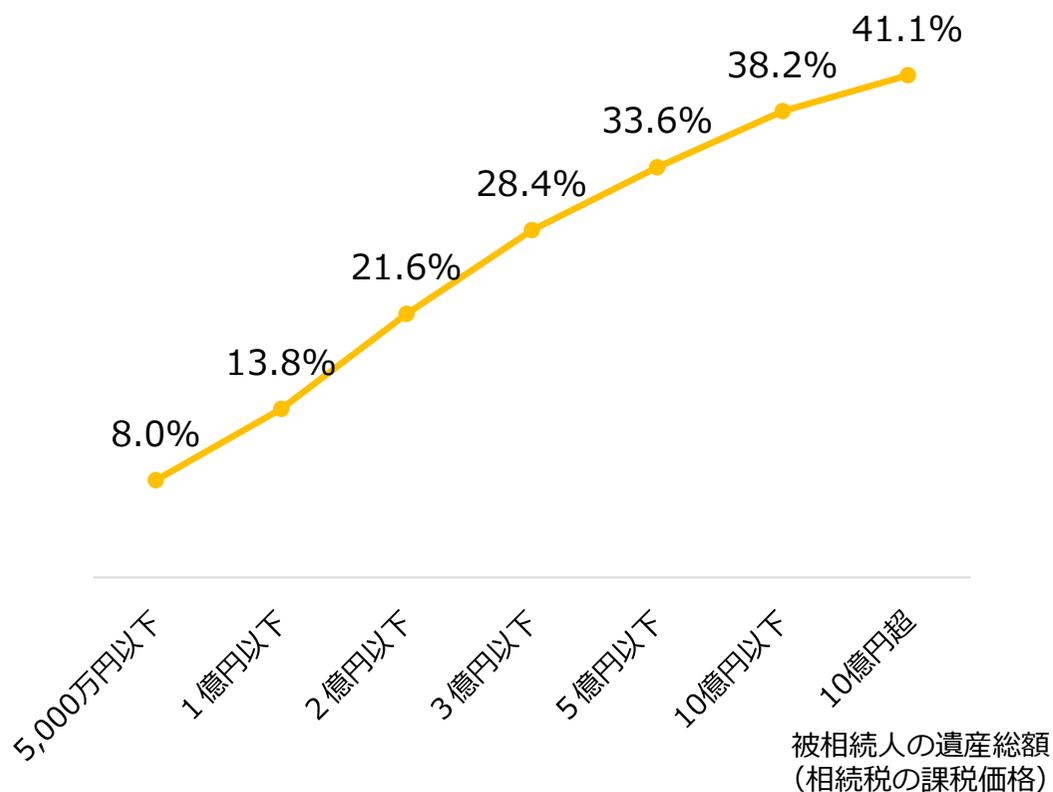
(注6) 2018年から2025年までの時限措置として、基礎控除額が500万ドル（5.7億円）から1,000万ドル（11.4億円）に拡大された（ただし、毎年インフレ調整による改訂が行われる）。

(備考) 邦貨換算レート：1ドル＝114円、1ポンド＝154円、1ユーロ＝130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年(2022年)1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

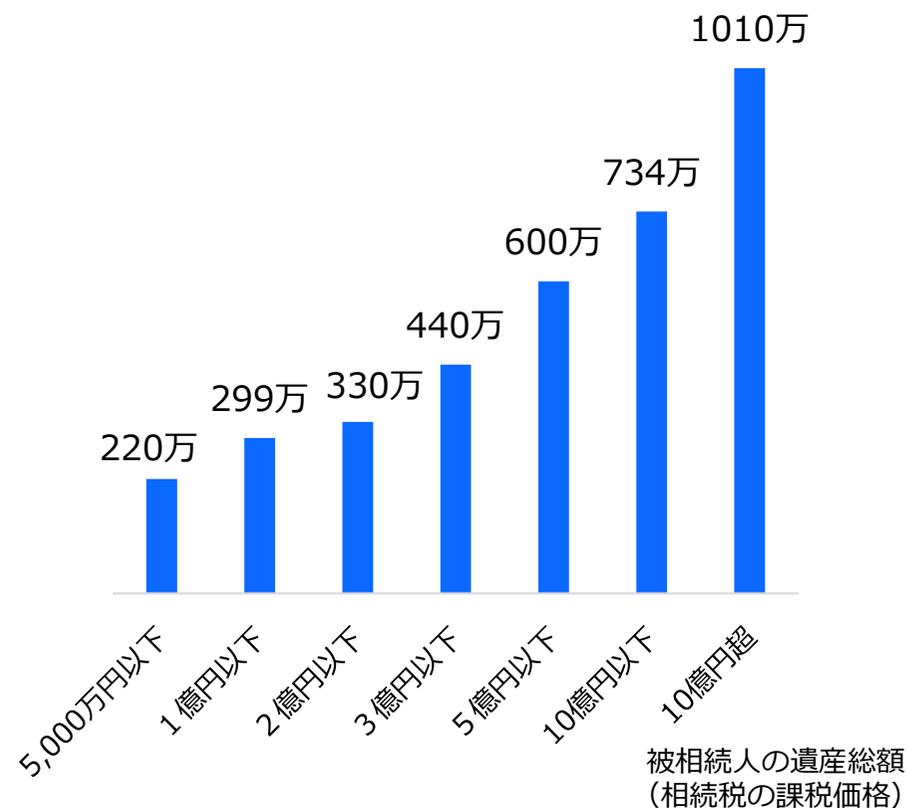
# 暦年課税による相続前の贈与の加算の状況

- 実際の相続税の申告データを基に、相続税の課税価格階級別に、暦年課税による相続前3年間の贈与が加算されている割合（左図）と、加算額の中央値（右図）を示したもの。
- 被相続人の遺産総額が大きくなると、加算割合、加算額ともに増加する傾向が見られる。

■ 相続前の贈与が加算されている割合



■ (加算があった場合における) 加算額の中央値



(備考) 令和元年分の相続税の申告データを基に作成。

(出典) 主税局調べ。

## 加算期間の考え方（当時の資料）

### ◎ 昭和33年「改正税法のすべて」（P84）

今回のこの改正は、従来この制度が生前贈与に係る財産の価額で課税価格に加算するものの期間を相続開始前二年以内としていたのを三年以内に延長して存続したものである。

本来この制度が設けられた趣旨は、生前における分割贈与による相続税負担の軽減を図ることを防止するためのものであつて、これを徹底すると被相続人の一生を通じてその贈与財産を累積してこれを相続財産に加算し、相続税額を計算することがよいのであるが、現実の問題として一生を通ずる贈与財産を累積することは税務執行上極めて困難なことであり、このためかえって不合理な結果となることも考えられるので、今回の改正による相続税負担の一般的軽減を機として負担の合理化のためその期間を、通常被相続人が相続税の問題を考え、財産を分割贈与することが行われると考えられる三年程度をとらえることが適当であるとの見地から一年延長したものと思われる。

### ◎ 「相続税」桜井四郎著【昭和34年出版】（P233）

すでに述べたように、贈与税は、相続税の補完税としての役割をもつものであり、できうべくんば、贈与税の負担は、可及的にその者の相続税の負担と等しくすることが望ましい。この意味においては、その者が一生を通じて被相続人から贈与により取得した財産の価額を累積し、これを相続財産の価額に加算して相続税額を計算することが考えられるが、そのようなことは理想であつて、到底実現することはできない。そこで、税務執行の上に可能な限り、被相続人の生前の贈与財産を相続財産にとりこんで相続税額を計算しようとすることは、諸外国においてもとられている制度で、わが国では、その期間を三年としているのである。

# 相続税制度改正に関する税制特別調査会答申（抄）

昭和32年12月  
税制特別調査会

## 第1部 答申

### 第1 相続税改正の方針

#### 4 税務執行への期待

租税は、税制がいかに合理的なものであつても、その執行の適正を期しえなければ公正な負担を実現することは到底不可能である。相続税及び贈与税については、これらの税が所得税や法人税のように毎年繰り返して課税されるものと異なり、相続の開始又は贈与の際に課税されるものであることから、その負担の適正であることが特に要請される。

相続税又は贈与税の負担の適正は、課税対象となる財産のはあくを十分にするとともに、財産評価の適正をえてはじめて実現されるところである。

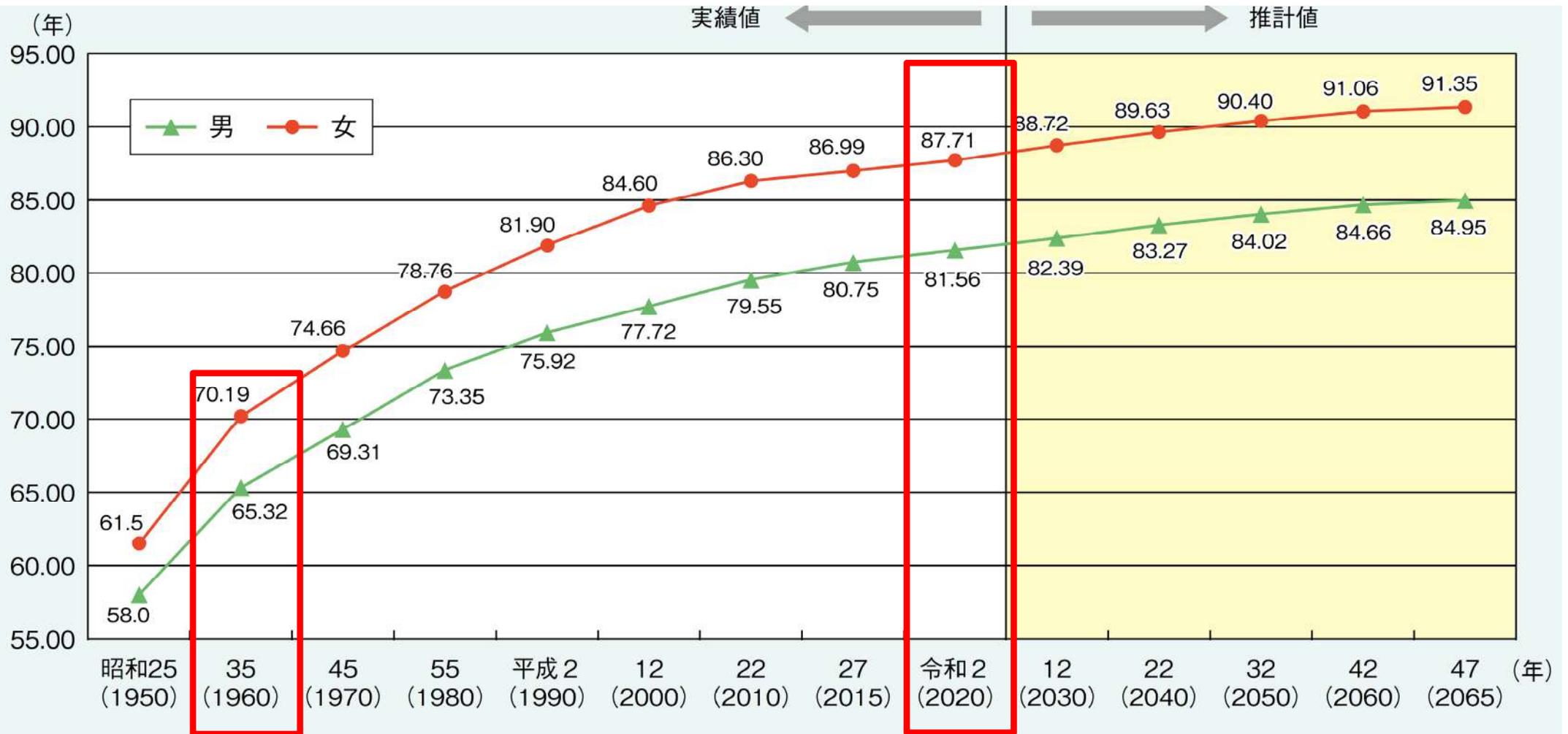
**相続税及び贈与税の税務執行の現状をみると、遺産分割の状況の調査について相当の問題が提起されているほか、財産のはあく及び評価の困難から相続税及び贈与税の負担についてアンバランスが生じており、必ずしも満足すべき状況にあるとは認められない。**

相続税制度についての当調査会の答申が実現された場合には、相続税の課税最低限は大幅に引き上げられ、中小財産階層の負担はかなり軽減されることとなり、その結果相続税の納税者も著しく減少することとなろう。税務当局は、これにより生じた税務の余力を課税財産の調査及び評価の適正化のためにふりむけ、**現在、調査が最も困難であると認められる預貯金、無記名債権等不表現財産のはあくについてより一層配意する**とともに、同族会社の株式の評価等の適正化を期すべきものとする。

また、公平な負担の実現のためには、税務当局における努力だけでは十分でなく、どうしても納税者の誠実な申告納税と相まって、税務当局における調査のための資料の収集について関係者の積極的協力が必要である。相続税又は贈与税は、その性質から、これらの税に関する知識の普及についてもかなり困難なことが予想されるが、納税倫理の高揚と関係者の税務調査への協力を特に要請したい。

# 日本人の平均寿命の推移と将来推計

〔令和4年6月14日  
高齢社会白書〕



資料：1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2020年までは厚生労働省「完全生命表」、2030年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

# 相続時精算課税制度と贈与税非課税措置等の経緯

改正年度	相続時精算課税制度関係	非課税措置等
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続時精算課税制度の創設 (対象者) 贈与者：65歳以上、受贈者：推定相続人で20歳以上</li> <li>○住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与者の年齢制限無し</li> <li>・特別控除額を(2,500万円に)1,000万円上乗せ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅取得等資金に係る贈与税額の計算の特例(5分5乗方式*)の廃止</li> </ul>
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与者が60歳以上であれば、相続時精算課税制度を選択可</li> <li>・特別控除額を(2,500万円に)500万円上乗せ</li> </ul> </li> </ul>	
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定同族株式等に係る特例の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人版事業承継税制の創設</li> <li>○住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の創設 (非課税金額)500万円</li> </ul>
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅取得等資金に係る特別控除の上乗せ措置の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の拡充 (非課税金額)最大1,500万円</li> </ul>
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続時精算課税制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与者の年齢要件を60歳以上に引き下げ</li> <li>・受贈者に20歳以上の孫を追加</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育資金の一括贈与に係る非課税措置の創設 (非課税金額)1,500万円</li> <li>○直系尊属から贈与を受けた場合の特例税率の創設</li> </ul>
平成27年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>○結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設 (非課税金額)1,000万円</li> <li>○住宅取得等資金の非課税措置の拡充 (非課税金額)消費税等率10%の住宅は最大3,000万円</li> </ul>
平成30年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人版事業承継税制(10年間の特例措置)の創設</li> </ul>
令和3・4年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅取得等資金の非課税措置の拡充(R3)・延長(R4) (非課税金額)R3改正：最大1,500万円、R4改正：最大1,000万円</li> </ul>

※ 受贈年を含む向こう5年分の基礎控除を前取りし、550万円(110万円×5年)を非課税(なお、平成13年度改正前は基礎控除60万円のため、300万円(60万円×5年)を非課税)。また、550万円を超え1,500万円までの部分について税率を軽減(当該部分を5で割って算出した課税価格に税率をかけて5倍したものが納付税額)。